

平成29年11月14日

テニユアトラック教員の所属部局長 殿

テニユアトラック部会長

西 田 篤 司

千葉大学テニユアトラック制について（依頼）

日頃より本学のテニユアトラック制につきまして、格段のご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学の「テニユアトラック制」の運用にあたりましては、平成28年10月31日付「テニユア評価基準について（通知）」（「別添1」参照）のとおり、採用されたテニユアトラック教員毎に「テニユア評価基準」を作成いただいております。

当該通知の取扱いは、当初、通知日（平成28年10月31日）以降に採用されたテニユアトラック教員を対象に運用するものとしておりましたが、テニユア評価基準等を把握されていない関係者が見受けられることから、平成28年10月30日以前に採用されたテニユアトラック教員についても、現時点で可能な限り、「別紙」の要領により同様の「テニユア評価基準」を作成し、テニユアトラック教員、メンター等、その他貴部局内関係者間で共有していただくようお願いいたします。

また、「テニユアトラック制」においては、メンター教員等からテニユアトラック教員への指導・助言等を行うこととしています。特に、年度終了後にテニユアトラック教員が作成する「千葉大学テニユアトラック教員プログレスレポート」及び採用3年目に実施する「中間評価」の結果を踏まえ、テニユアトラック期間中に注力・改善すべき課題等に係る指導・助言等は重要です。

そのため、これらの実施及び履歴の記録・管理についても、「別紙」の要領で記録簿を作成・運用されるよう、あわせてお願いいたします。

本件のお問い合わせ先：

研究推進部研究推進課

競争的研究資金係 担当（吉田，山本）

内線 2042

E-mail kyoso@chiba-u.jp

1. 「テニユア評価基準」の作成・提出について

①作成方法

- ・「別添2 (テニユア評価基準 作成対象者一覧)」を参照の上、該当するテニユアトラック教員毎に作成してください。
- ・作成にあたっては、「別添3 (テニユア評価基準 (作成例))」を参照してください。
※作成様式は任意としますが、評価に必要な評価項目及び具体的評価基準(数値目標や、求められる程度・状況等)が網羅されるよう留意願います。
- ・具体的評価基準(数値目標や、求められる程度・状況等)は、必ず、評価対象となるテニユアトラック教員本人、メンター教員及び部局長等の関係者間で協議し、合意した上で設定してください。

②提出期限・提出先

- ・平成29年12月27日(水)
- ・研究推進部研究推進課 競争的研究資金係 (kyoso@chiba-u.jp)

2. 「テニユアトラック教員指導・助言等記録簿」の作成・提出について

①作成方法

- ・当該記録簿は、メンター教員がテニユアトラック教員毎に作成してください。
- ・作成にあたっては、「別紙4 (テニユアトラック教員指導・助言等記録簿 (作成例))」を参照してください。
- ・当該記録簿の内容は、メンター教員・部局長等がテニユアトラック教員へ行った指導・助言等の事実をもとに作成してください。
- ・作成した記録簿の記載内容は、テニユアトラック教員本人及び指導・助言等を行ったメンター教員・部局長等の双方において、事実関係に齟齬がないか確認してください。

②作成時期

- ・テニユアトラック教員が毎年作成する「千葉大学テニユアトラック教員プログレスレポート」による、当該教員の研究活動等の進捗の確認後。
- ・中間評価実施後(学術研究推進機構若手研究者育成部門テニユアトラック審査・評価部会による中間評価結果の通知の受領後)。
※当該記録簿は、上記に限らず、メンター・部局長等から指導・助言等を行った際、その都度作成することを妨げません。
※作成した記録簿は、テニユアトラック教員本人及びメンター教員・部局長等の双方において、当該テニユアトラック教員のテニユアトラック期間中、適切に保管・管理してください。

③提出期限(提出時期)・提出先

- ・特段、定期の提出期限は定めませんが、上記②に該当する時期の指導・助言等の実施後は、速やかに記録簿の(写)を提出してください。
- ・研究推進部研究推進課 競争的研究資金係 (kyoso@chiba-u.jp)